厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会（第5回）	
令和8年11月26日	資料1

個別の論点について①

令和８年11月26日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課　女性支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

支援の流れと現状の課題の全体像（イメージ）

支援の流れ	主な課題	主な支援主体における対応の方向性
		都道府県（センター） / 市町村 / 民間団体
相談段階 困難な問題を抱える女性が**相談にアクセスできているか**	・相談にアクセスしづらい ・時間帯や相談方法が限られている ・相談体制が不十分 ・他分野との連携が十分ではない	・相談窓口の明確化 ・夜間・休日等の相談体制確保 ・女性相談支援員の配置、都道府県による市町村の体制整備の支援、組織全体で対応する体制の整備 ・他分野（生活困窮・子ども、配暴センター、警察等）との連携 **【論点１】都道府県・市町村における相談支援体制について**
具体的な支援 困難な問題を抱える女性が**保護・支援につながっているか**	・支援が必要な女性が一時保護・女性自立支援施設への入所につながっていない ・多様な状態像や本人の意向に応じた支援の選択肢が乏しい	・一時保護・入所のハードルを下げる ・秘匿の有無にかかわらず入所できる環境の整備 ・施設の支援の多様化・地域との連携 **【論点２】一時保護所や女性自立支援施設における受入促進に向けた方策について** ・他分野との連携（他施策の活用） ・民間団体との協働の在り方 ・民間団体による支援の推進 **【論点３】民間団体との協働のあり方について**
継続的な支援 困難な問題を抱える女性に**継続的な見守りや必要な支援を提供できている**か	・地域で伴走支援ができる体制が乏しい ・他分野との連携が十分ではない	・都道府県（センター）と市町村の役割分担の明確化 ・他分野や民間団体、地域の福祉ネットワークとの連携 **【論点１】都道府県・市町村における相談支援体制について（再掲）**
その他（横断的な事項等）		・支援の質を確保するための人材の育成・確保、支援者支援、人員配置・運営基準　等 ・支援を実施する自治体の負担のあり方

第５回（今回）の議論対象

第６回（次回）の議論対象

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

【論点１】都道府県・市町村における相談支援体制について

【論点２】一時保護所や女性自立支援施設における受入促進に向けた方策について

【論点３】民間団体との協働のあり方について

※　次回検討会（令和９年１月予定）では以下の論点等について検討予定。
- 他分野との連携強化に向けた方策について
- 支援に関わる人材の育成（研修等）や支援の質、支援者支援について
- その他（一時保護所・女性自立支援施設の人員配置・運営基準、特定の自治体に支援に係る負担が集中することへの対応等）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【論点１】　都道府県・市町村における相談支援体制について

第4回資料
関係部分抜粋

【論点】

○　全国どこでも必要な支援を受けられる体制を確保するため、都道府県・市町村の役割分担や相談体制について、どのように考えるか。

【検討の方向性】

（都道府県及び市町村の役割分担）

○　都道府県（女性相談支援センター）については、女性支援を推進するための中核拠点として、対象者から相談を受けることはもとより、広域的かつ専門的な観点から、個別事例に関する助言や困難事例のスーパーバイズ、関係機関との連携体制の構築、研修などにより、市町村に対するバックアップの役割を担うことを明確化してはどうか。

　市町村については、住民に最も身近な行政機関として、生活困窮者支援や生活保護、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉等の関係部署・機関や民間団体と連携しながら、相談支援や伴走支援の役割を担うことを明確化してはどうか。

（女性相談支援員の配置）

○　引き続き、市町村における女性相談支援員の配置を推進していく必要があるが、上記の市町村の役割（生活困窮者支援等の他部門等と連携しながら対象者への相談支援・伴走支援を行う）を踏まえると、女性相談支援員の配置だけでこれに対処するのではなく、他部門等との連携体制の構築も含め組織全体で支援体制を構築することが重要ではないか。

　女性相談支援員の配置義務化については、こうした点や、市町村における配置の必要性についての理解が進んでいない現状等も踏まえて検討する必要があるのではないか。

　また、町村については、都道府県の郡部福祉事務所が支援するなど地域の実情に応じた方法により、都道府県が体制整備を推進することとしてはどうか。

（女性支援に関する相談窓口の周知）

○　困難な問題を抱える女性が確実に相談や支援につながる体制を確保するため、女性相談支援センターや市町村等において、女性支援に関する相談窓口に相談者がアクセスできる方法を周知することとしてはどうか。

（夜間・休日の相談体制）

○　女性相談支援センターにおいて、夜間・休日における緊急対応体制について状況を把握し必要な体制を確保するよう徹底するとともに、夜間・休日の電話相談員の配置やSNSによる相談体制の整備について、推進していくこととしてはどうか。

【論点１】　都道府県・市町村における相談支援体制について

【第４回における構成員からの主な意見】

（都道府県及び市町村の役割分担）

・市町村の責務を明記するだけでなく、市町村における計画の策定や支援調整会議の設置、財政への支援なども明確に規定してほしい。
・取組が進んでいない市町村でも格差が生じないよう、都道府県の女性相談支援員や女性相談支援センターが支援を担うことを明確にすべき。
・都道府県のバックアップ機能を明確にすることで、伴走支援の取組が進むようにしてほしい。都道府県が広域行政として、市町村の支援調整会議の設置や研修開催の役割を担うことは重要。
・主体ごとの取組を縦割りで整理すると、支援の隙間や押し付け合いが生じる。 支援の流れを示した上で、それぞれの主体がどのように関わるかという整理にすべき。相談支援について、役割分担から入ることには違和感がある。
・アセスメントのプロセスの明確化や様式の共通化が重要。

（女性相談支援員の配置）

・市区町村への女性相談支援員の配置が重要。伴走するケースワークが不可欠であり、制度や相談窓口を案内するだけでは課題解決につながらない。 他部署に委ねるだけでは継続的な支援ができず、責任の所在も曖昧になる。
・常勤化や配置基準が位置付けられれば体制整備を進めやすい。
・女性相談支援員を配置するだけでは不十分であり、庁内で役割や必要性が理解されることが重要。女性相談支援員の役割を明確に示していくべきである。
・女性相談支援員は重要だが、配置されていない場合の対応も検討すべき。

（夜間・休日の相談体制）

・「夜間・休日相談体制」ではなく、「夜間・休日の相談・受入体制」を議論すべき。

（女性支援に関する相談窓口の周知）

・女性相談支援員は秘匿性確保のため名前を出せない場合があり、そのことが相談窓口の周知を難しくしている。この実態を踏まえて相談体制や周知のあり方を考える必要がある。
・支援を必要とする人が支援につながっていない。 相談窓口の周知だけでなく、アクセスしやすい相談方法や相談窓口を考える必要がある。

困難な問題を抱える女性の相談支援体制の現状と目指すべき姿（全体像）

現状

【女性相談へのアクセスの課題】

○　各自治体の女性相談の体制格差が大きく、特に小規模自治体では女性相談の体制が薄い。また女性支援の相談窓口が明確にされていない場合や、相談窓口自体を設けていない自治体もある。また、関係機関との連携や理解が十分ではなく、困難な問題を抱える女性が相談や支援につながれていない。

【つながり続ける支援の課題】

○　さらに、特に小規模自治体では伴走支援の体制が弱く、一度支援につながったとしてもその後の支援が続かないため、状況の悪化を招いているケースがあると考えられる。

※　地域によっては、女性相談支援センターが一時保護や施設退所後の伴走支援も担っている場合があるが、都道府県内全域の伴走支援を行うことは困難であり、一定の役割分担が必要。都道府県における一時保護や施設入所者への支援・専門的支援が必要なケースへの支援機能を高めることを前提に、伴走支援は原則として市町村が行う形に移行することが適切と考えられる。

目指すべき姿（全体像）

【女性相談へのアクセスを容易にする】

○　困難な問題を抱える女性が相談窓口に容易にアクセスできるよう、女性相談支援センターや市町村における相談先の明確化や、それぞれにおける庁内・他機関との連携のための体制整備を進める。

○　併せて、相談ニーズを潜在的に抱えている方の掘り起こしや関係機関等との連携の促進のため、女性支援に関する制度の周知広報や教育啓発等を推進する。

【身近な地域でつながり続ける支援を可能にする】

○　都道府県（女性相談支援センター）は、地域の福祉ネットワークとの連携体制構築支援により市町村の伴走支援をバックアップするとともに、管内の地域資源の把握や専門機関との連携等により、市町村では対応が難しい専門的支援が必要なケースに対応する機能を高める。

○　市町村は、住民に身近な地域で支援につながり続けられるよう伴走支援体制を構築する。

相談支援体制の整備に向けた今後の対応（案）

都道府県 （女性相談支援センター）		市町村 （女性支援担当）
・管内全域の相談体制の整備 ・市町村への後方支援（専門的支援・ＳＶ、研修等）	**求められる役割**	・身近な自治体として相談を受ける体制の整備 ・他部門や地域との連携による伴走支援
＜相談者のアクセス確保＞ ・相談窓口を明示する（※住所が公表できない場合は、電話番号など相談に繋がる方法をＨＰ等で明示） **＜センター自身の相談支援機能の強化＞** **①他機関連携・県内資源の把握** ・市町村では対応困難な専門的支援を自ら行ったり、市町村への困難ケースSVのため、専門機関等との連携関係を構築し、地域資源を把握して市町村へ共有 **②市町村等からの措置依頼等への適切な対応** ・一時保護・施設入所の必要な者を適切に受け入れ、措置しない場合にも「次の行き先探し」を一緒に行う **＜市町村への後方支援＞** **①町村部への直接支援** ・町村部に対しては、都道府県福祉事務所を通じて相談業務を支援するなど、相談体制をフォロー **②市町村職員への研修** ・女性支援担当の市町村職員に対し、困窮・児童など他部門の内容も含めた研修を実施するとともに、他部門にも女性支援を知ってもらうための支援を行う **③市町村のネットワーク構築支援** ・市町村が地域で伴走支援のネットワークを構築できるよう、都道府県の関係機関と連携して市町村を支援（各種連携会議への参画支援、県内他市町村の好事例紹介等）	**強化すべき機能**	**＜相談者のアクセス確保＞** ・相談窓口を明示する（※住所が公表できない場合は、電話番号など相談に繋がる方法をＨＰ等で明示） **＜地域で支援を担うためのネットワーク構築＞** **①庁内連携** ・都道府県の実施する研修や各部門の連携会議への参画等を通じ、市町村庁内の他部門の担当者と連携関係を構築 **②地域の福祉ネットワークとの連携** ・庁内連携や各部門の連携会議への参画、挨拶回り等を通じ、地域の福祉ネットワーク（社協、民生委員、居住支援法人、自治会等）との連携関係を構築

（参考）都道府県・市町村における相談支援体制について（全体イメージ）

より幅広い対象者が支援につながるとともに、地域で必要な支援につながり続けられる体制を確保するため、市町村における伴走支援体制を強化するとともに、都道府県からのバックアップ体制を整備する。

都道府県（センター）：管内の専門機関等や資源の把握で自ら専門的支援を行うとともに、市町村の相談業務やネットワークの構築を支援することにより、伴走支援をサポート

市町村：他部門・関係機関との連携でより多くの対象者を把握・支援に繋げるとともに、民間団体・施設の伴走機能拡充や関係者とのネットワーク構築により、官民協働で伴走支援を強化

困難な問題を抱える女性

相談

窓口明確化

女性相談支援センター

市町村では対応困難な専門的支援を担う

・管内の地域資源の把握・情報提供、県の関係機関・専門機関等との連携構築

・市町村からの専門的支援の相談、一時保護・施設入所の依頼を適切に受け入れる

市町村の相談業務を支援

・市町村職員への研修・SV
・町村への支援（県福祉事務所が直接相談を受けるなど）

市町村でのネットワーク構築を支援

・各種連携会議への参画支援、県内の好事例の紹介等

相談

窓口明確化

庁内連携で対象者を幅広くキャッチ

女性支援担当

他部門が把握した困難女性に対し、女性支援担当がアセスメント・支援

困窮担当
児童担当
障害担当

支援対象者の発見・窓口へのつなぎ

支援対象者を地域での支援・見守りにつなげる

女性自立支援施設
民間団体
居住支援法人
社会福祉協議会
自治会
民生委員

地域の支援関係者が連携して伴走支援できる体制を構築

女性相談支援員の配置に係る対応の方向性（案）

現　状

○　全国どの地域においても困難な問題を抱える女性が相談や支援にアクセスできる体制を確保するためには、市町村における女性相談支援員の配置を推進していくことは重要。

○　一方で、女性相談支援員の配置割合は市区では59%、町村では２%となっており、未配置の理由は「担当部署で対応可能」「ニーズがない」が合わせて58%、「職員不足」「予算確保困難」が合わせて31.9%と、配置の必要性の理解が十分に進んでいない状況。

○　また、現在女性相談支援員には任用要件はなく、専門性を担保するための必修の研修体系もない。また業務内容や資格の保有状況等にもばらつきが大きく、支援の専門性に個人差が大きいことも、配置に理解を得る上での課題になっていると考えられる。

○　さらに、全国女性相談支援員連絡協議会のアンケート調査（令和８年４月）では、女性相談支援員の仕事について「続けるのを困難に感じたことがある」と答えた者の理由として、雇用継続や報酬の次に「女性相談支援員の業務を組織としてバックアップする体制がないこと」「職場で、女性相談支援の意義やそれを担う女性相談支援員に対する評価が低いこと」が多く、相談支援体制の充実に向けては、配置促進だけでなく女性相談支援員が力を発揮できる体制作りも不可欠であると考えられる。

対応の方向性（案）

○　こうした現状を踏まえると、市町村における女性相談支援員の配置を推進する一方で、女性相談支援員の一定の専門性の確保・明確化や、女性相談支援員に対する組織としての支援体制の構築を進めることにより、支援対象者に対する相談支援体制の構築を進めることが重要と考えられる。

○　具体的には、引き続き女性相談支援員の配置を推進するとともに、
・女性相談支援員の業務内容等を踏まえた研修の必修化や処遇との連動等により、専門性の確保・明確化を図ることや（具体的な研修や必要な専門性の内容等については次回検討会において議論）、
・女性相談支援員の業務を組織としてバックアップする体制整備のために、都道府県の業務として、市町村の女性支援担当部署の職員に対する女性支援研修の実施や市町村へのスーパーバイズを位置づけること、
・加えて、女性相談支援員未配置の市町村においてはより相談につながりにくいとの指摘もあることから、相談窓口の明確化や上記のスーパーバイズに加え、都道府県福祉事務所の女性相談支援員が直接相談を受けるなど、都道府県による支援を行うこと
を進め、市町村に女性相談支援員の配置を法律上義務付けることについては、こうした取組の進捗を踏まえて今後の検討課題とすることとしてはどうか。

夜間・休日における相談・対応について（案）

○　女性相談支援センターにおいて、夜間・休日の電話相談員の配置やSNSによる相談体制の整備を推進する。
　また、夜間・休日における緊急時の一時保護についても、警察からの依頼の対応に加え、それ以外の関係機関や民間団体からの緊急時の依頼についても対応できるよう、体制の整備を推進してはどうか。

女性相談支援センターにおける相談対応の状況（令和８年４月１日）

（厚生労働省女性支援室調べ）

自治体名		名　称	平日夜間の相談対応	土日祝日の相談対応	24時間の相談対応
1	北海道	北海道立女性相談支援センター	○	○	
2	青森県	青森県女性相談支援センター	○	○	
3	岩手県	岩手県福祉総合相談センター	○	○	
4	宮城県	女性相談支援センター			
5	秋田県	秋田県子ども・女性・障害者相談センター	○	○	
6	山形県	山形県女性相談支援センター	○	○	
7	福島県	福島県女性のための相談支援センター	○	○	
8	茨城県	茨城県女性相談センター	○	○	
9	栃木県	とちぎ男女共同参画センター	○	○	
10	群馬県	群馬県女性相談支援センター		○	
11	埼玉県	埼玉県男女共同参画推進センター	○	○	
12	千葉県	千葉県女性サポートセンター	○	○	○
13	東京都	東京都女性相談支援センター	○	○	
		（東京都女性相談センター　多摩支所）			
14	神奈川県	神奈川県立女性相談支援センター			
15	新潟県	新潟県女性相談支援センター			
16	富山県	富山県女性相談支援センター	○	○	
17	石川県	石川県女性相談支援センター		○	
18	福井県	福井県児童・女性相談所	○	○	
19	山梨県	山梨県女性相談支援センター	○		
20	長野県	長野県女性相談支援センター			
21	岐阜県	岐阜県女性相談支援センター	○	○	
22	静岡県	静岡県女性相談支援センター	○	○	
23	愛知県	愛知県女性相談支援センター	○	○	
24	三重県	三重県女性相談支援センター			
25	滋賀県	滋賀県中央子ども家庭センター	○	○	

自治体名		名　称	平日夜間の相談対応	土日祝日の相談対応	24時間の相談対応
25	滋賀県	滋賀県彦根子ども家庭相談センター			
26	京都府	京都府家庭支援総合センター	○	○	
27	大阪府	大阪府女性相談センター	○	○	○
28	兵庫県	兵庫県女性家庭センター	○	○	
29	奈良県	奈良県中央こども家庭相談センター	○	○	
30	和歌山県	和歌山県DV相談支援センター	○	○	
31	鳥取県	鳥取県福祉相談センター			
32	島根県	島根県女性相談センター		○	
		（島根県女性相談センター西部分室）			
33	岡山県	岡山県福祉相談センター子ども家庭相談部女性相談支援課（女性相談支援センター）	○	○	
34	広島県	西部こども家庭センター　女性支援課	○	○	
35	山口県	山口県男女共同参画相談センター	○	○	
36	徳島県	徳島県中央こども女性相談センター			
		徳島県南部こども女性相談センター			
		徳島県西部こども女性相談センター			
37	香川県	香川県子ども女性相談センター	○	○	
38	愛媛県	愛媛県福祉総合支援センター	○	○	
39	高知県	高知県女性相談支援センター	○	○	
40	福岡県	福岡県女性相談支援センター	○	○	
41	佐賀県	佐賀県女性相談支援センター			
42	長崎県	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター			
43	熊本県	熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所）	○	○	
44	大分県	大分県女性相談支援センター	○	○	
45	宮崎県	宮崎県女性相談支援センター	○	○	
46	鹿児島県	鹿児島県女性相談支援センター		○	
47	沖縄県	沖縄県女性相談支援センター		○	
合計		全国50か所	33か所	37か所	2か所

※平日夜間の相談対応については、対応時間が20時以降に終了する自治体に○を記載。
※女性相談支援センター以外で、夜間や休日における相談対応を行っている自治体もあることに留意。
※「24時間の相談対応」については、女性相談支援センターにおいて24時間体制で電話相談に対応している自治体に○を記載。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【論点１】都道府県・市町村における相談支援体制について

【論点２】一時保護所や女性自立支援施設における受入促進に向けた方策について

【論点３】民間団体との協働のあり方について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【論点２】　一時保護所や女性自立支援施設における受入促進に向けた方策について

第4回資料　関係部分抜粋

【論点】

○　保護や支援を必要とする女性を適切に一時保護や女性自立支援施設での支援につなげるためには、どのような制度・運用の見直しが必要か。また、秘匿性があるDV被害者とその他の者への支援の在り方について、どのように考えるか。

【検討の方向性】

（受入を促進する方策）

○　秘匿性の有無など多様な事情を抱える対象者の受入を促進する観点から、以下のような取組を実施しているところ。

・　一時保護を経ない施設入所や一時保護委託による女性自立支援施設へのプレ入所の推進

・　一時保護所・女性自立支援施設のサテライト型モデル事業や、施設への通所型モデル事業の活用による受入促進

○　上記に加え、一時保護所や女性自立支援施設における受入を促進する観点から、措置対象の考え方（例えば就労自立が見込めないことをもって措置しないことは不適切であることなど）を明確化することや、女性相談支援センターにおける措置決定にあたり、相談時のアセスメントや措置対象外と判断する場合の手続き等について、一定のプロセスを経ることをルール化してはどうか。

　また、そうした一定のプロセスのルール化を前提に、一時保護所・女性自立支援施設の運営費（事務費）について、入所実績を勘案する仕組みや、支援が困難な者を受け入れた場合の適切な評価について検討してはどうか。

【第４回における構成員からの主な意見】

（入所措置の判断）

・一時保護所や女性自立支援施設における「受入れ基準」や「決定プロセス」の明確化が必要。

・女性支援が必要であれば、高齢、障害、自傷行為等を理由に対象外とすべきではない。「対象外にしない」ことを基本方針に明記すべき。そのために必要な人員配置や研修を行うべき。

・基本方針では、自立は経済的自立だけではないとされており、その考え方を徹底すべき。

・一時保護につながりにくい理由を議論するだけでなく、どうすれば支援につなげられるかを考えるべき。一時保護につながらない場合も、本人の希望や状況に応じた支援を積極的に検討すべき。サテライト機能の整備も重要。

【論点２】　一時保護所や女性自立支援施設における受入促進に向けた方策について

（運営費）

・受入れや措置の判断のあり方が整理されないまま、運営費に入所実績等を反映することには懸念がある。

・空床があることのみを理由に運営費を減額すべきではない。緊急受入れのための余力を確保できるよう、基礎的経費を保障すべき。

（秘匿性）

・秘匿を必要とする支援と、地域社会の中で自立を支える支援との整理について検討すべきではないか。

（その他）

・データを分析する際は、公設公営と民間の実態の違いに留意してほしい。

・女性自立支援施設が設置されていない県が8県ある。その地域でどのような支援が行われているのか把握できていない。未設置県における支援体制も含めて検討すべき。

・女性自立支援施設の要件を緩和し、対象を広く認めてほしい。

・通所型支援は、自宅から通える場所にあることが重要。

・居住地特例について検討すべき。自治体間の費用負担の仕組みを整える必要がある。

一時保護所・女性自立支援施設の受入促進に向けた今後の対応（案）

一時保護所や女性自立支援施設における受入を促進する観点から、センターにおける措置決定プロセスの透明化と一時保護所、女性自立支援施設における運用の見直しを一体的に実施。

措置決定プロセスの透明化

受入促進に向けた運用の見直し

女性相談支援センター

一時保護所

女性自立支援施設

【センター】
- **「女性支援の必要性」で措置の要否を判断するプロセスを規定**
- **入所しない場合も「女性支援の必要性」に対し支援を行うことを明確化**

- 不適切な「措置しない理由」の明確化
- アセスメントシート（※）の作成を義務付け
- 措置しない理由の記録・明示の義務付け、国への報告
- 支援調整会議等を活用した支援関係者からの意見聴取の原則化（施設）

- 措置しない場合でも、女性支援が必要な方の「次の行き先探し」を市町村や支援関係者と共に担う
- 専門的支援が必要な方にはセンターが継続的に支援を行う（市町村の伴走支援をサポート）

【一時保護所】
- **生活ルールを柔軟化し受入促進**
- **受入実績を勘案した措置費の算定**

- サテライトモデル事業（生活ルールを柔軟化した一時保護所）の活用
  対象者の状況（障害、高齢、秘匿性の有無等）に応じた一時保護委託
- 受入実績（人数・処遇困難度等）を勘案した措置費の算定

【施設】
- **生活ルールを緩和して受入促進**
- **通所モデル事業による受入促進**
- **受入実績を勘案した措置費の算定**

- 施設における生活ルールの見直し・入所前の事前見学
  サテライトモデル事業（生活ルールを柔軟化した施設）の活用
  プレ入所（一時保護を経ない直接入所）の促進
- 通所モデル事業による受入促進
- 受入実績（人数・処遇困難度等）を勘案した措置費の算定

※　アセスメントシートの具体的な様式については調査研究において検討。市町村や民間団体においても活用できるものとする。

措置しない理由として不適切なものの具体例（案）

○　措置の判断は、困難な問題を抱える女性について、対象者の属性のみをもって一律に措置しないことはあってはならず、個別の具体的な状況についてアセスメントを行い「一時保護や女性自立支援施設の入所による保護や支援の必要性」を踏まえて判断すべきである。
　当該観点を踏まえ、不適切な「措置しない理由」の具体例について、以下の場合を定めてはどうか。

【不適切な「措置しない理由」の具体例（案）】　（※は考え方）

・就労自立が見込めない、または本人に離婚や自立の意思がない
（※就労自立が見込めない、または本人に離婚や自立の意思がない者についても、一時保護所や女性自立支援施設の入所による保護や支援の必要性がある場合は支援対象。）

・自傷・他害行為を行う可能性がある
（※自傷・他害行為のおそれがある者についても、直ちに入院による医療的支援が必要な場合等を除き、一時保護所や女性自立支援施設の入所による保護や支援の必要性がある場合は支援対象。）

・障害者・高齢者である
（※障害者・高齢者についても、一時保護所や女性自立支援施設の入所による保護や支援の必要性がある場合は支援対象。）

・身の回りのことが自分でできない、又は集団生活ができない
（※身の回りのことや集団生活できない者についても、一時保護所や女性自立支援施設の入所による保護や支援の必要性がある場合は支援対象）

・妊産婦である
（※妊産婦についても、一時保護所や女性自立支援施設の入所による保護や支援の必要性がある場合は支援対象。）

・同伴児童がいる
（※母子についても、一時保護所や女性自立支援施設の入所による保護や支援の必要性がある場合は支援対象。）

・外国人である
（※外国人についても、一時保護所や女性自立支援施設の入所による保護や支援の必要性がある場合は支援対象。）

女性自立支援施設の生活ルール等の見直し（案）

現在の課題

○ **一時保護所と併設の女性自立支援施設**は、**独立して設置されている施設と比較して入所率が低く（平均10.7%）**、生活ルールが厳格な場合が多く、特定の対象者の受入れを断る施設の割合も高い。

一時保護所と女性自立支援施設の併設状況	入所率（※）	特定の対象者の受入れを断る施設の割合	生活ルール
＜一時保護所と施設は独立して設置：18か所＞ 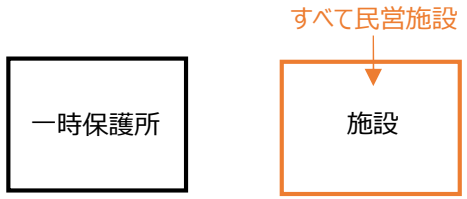	38.4%	低い	○全体に生活ルールは柔軟で、秘匿性のある者も入所しているがそれぞれの状況に応じて個別に設定されていることが多い
＜一時保護所と施設が同じ建物内に併設：29か所＞ 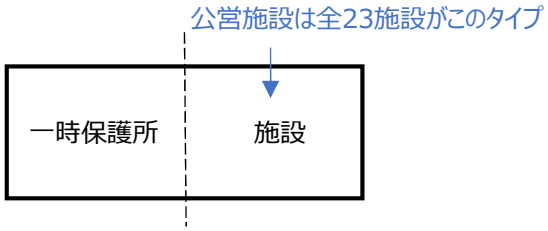	10.7%	高い	○一時保護所と同様の厳格な生活ルールを適用している施設が多い ○一方で、**同じ建物内でも対象者の状況に応じて生活ルールを分けたり、秘匿性がないことが確認できた段階で生活ルールを個別に設定するなどの対応を行っている施設もある**

※　令和7年度実績速報値　厚生労働省女性支援室調べ

見直しの方向性（案）

○　既に個別に生活ルールの設定を行っている併設施設があることも踏まえ、秘匿性の有無にかかわらず多様な者の受入れを推進するため、**併設施設においても一律の生活ルールを適用するのでなく、原則として対象者の状況等に応じて個別に生活ルールを設定するものとしてはどうか**。（国は既にこうした対応を実施している施設の具体的な取組を横展開する等により取組を支援）

○　併せて、一時保護所と併設の施設では両者が一体的に運営されている場合が多いことを踏まえ、**こうした対応に必要な方策の検討を行うこととしてはどうか**。

（参考）女性支援に係る措置費の見直し（案）のイメージ

○　一時保護所と女性自立支援施設に支払われる措置費（事務費＋事業費）について、事務費は入所現員にかかわらず一定額（又は職員の実配置相当額のいずれか低い方）が支払われるため、より多くの入所者や処遇困難な入所者を受け入れることが措置費に反映されない仕組みになっている。

○　このため、事務費について、入所者数や処遇困難者の受入状況を踏まえた配分とすることなどにより、積極的に入所者を受け入れる施設をより手厚く評価する仕組みを検討してはどうか。

※　新たな算定方法への移行にあたっては、移行期間を設け、その間に入所者数向上に向けた取組を促すとともに、支援体制の安定性に大きな影響が出ないよう配慮する。

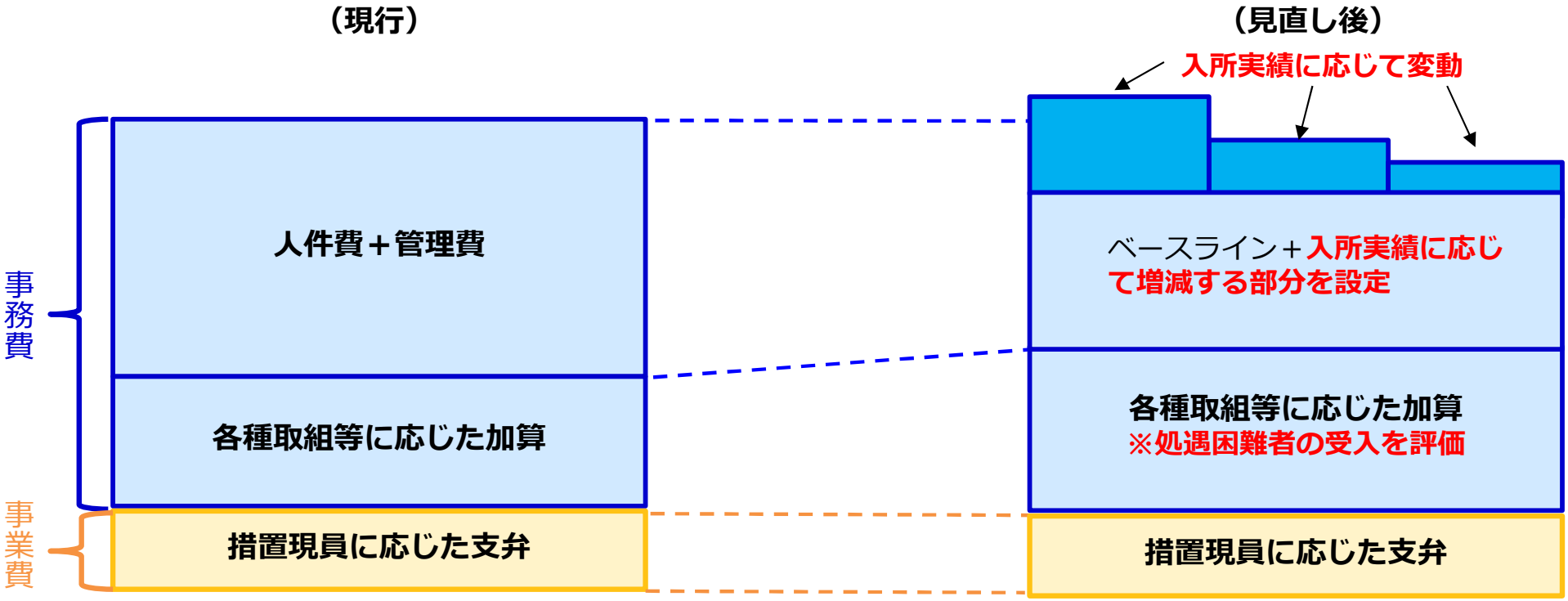

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【論点１】都道府県・市町村における相談支援体制について

【論点２】一時保護所や女性自立支援施設における受入促進に向けた方策について

【論点３】民間団体との協働のあり方について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【論点３】　民間団体との協働のあり方について

第4回資料
関係部分抜粋

【論点】
○　公的支援機関（一時保護所・女性自立支援施設）と民間団体が支援において果たす役割について、どのように考えるか。（※）
○　地域における支援体制を構築していくための民間団体との協働による取組や官民協働のあり方について、どのように考えるか。

【検討の方向性】
（公的支援機関・民間団体の協働のあり方と支援の選択肢）（※）
○　官民がそれぞれの特色を活かし、対象者の多様な状態像（DV被害者か否か、秘匿性の有無、いわゆる重症度など）に合わせて、多様な支援の選択肢があることが重要ではないか。そのためには、官民の支援体制の違いを踏まえ、公的支援機関と民間団体それぞれのあるべき役割分担をどのように考えるか。

（官民協働の取組の推進）
○　地域における支援体制の整備を図るため、官民協働による事業や、他分野からの参入も含めた民間団体の育成・立ち上げを推進するとともに、民間団体を中心に、身近な地域で伴走的な支援を行う「通える居場所」の整備等により、官民協働の取組を推進していくこととしてはどうか。

（官民・民間団体間のネットワーク構築）
○　官民の情報交換や事例検討の場などを通じて、官民間や民間団体間でのネットワーク作りを行政が支援することにより、民間団体がない市町村も含めた支援体制の整備、個別ケース支援における連携や官民協働を進めることとしてはどうか。

※については第4回検討会において、「一時保護所や女性自立支援施設における支援の実施状況と受入促進に向けた今後の方策について」における論点及び検討の方向性に掲載

【第４回における構成員からの主な意見】
（民間団体への支援）
・民間団体の育成や立上げ支援は、全国どこでも支援を受けられる体制整備のために重要。
・民間団体の日常的な運営を支える公的財源の仕組みを検討すべき。
・自治体から、アウトリーチをしていない団体には補助が出ないと言われることがある。地域や団体の実情に応じて、多様な取組ができる仕組みにしてほしい。
・民間団体におけるマネジメント支援のあり方も検討してほしい。

（民間団体との協働のあり方）
・行政が民間団体を指導する関係では協働にならない。事例検討やスーパービジョンは、一緒に考える場とすべき。

対象者の状態像に合わせた支援の多様化に向けて（イメージ）

※以下の図は、対象者の状態像に応じた大まかなイメージとして作成したものであり、実際には個々の対象者の意向や状況、地域における社会資源の状況等に応じて異なることに留意

対象者が抱える困難の深刻度

対象者の状態像（例）	重視すべき事項	対応する支援の内容・提供主体（例）
見守り等の支援があれば自宅からの就労や通学が可能		**自宅から通って受けられる支援** ・民間団体の「通える居場所」 ・女性相談支援センターや市町村が行う継続的なカウンセリング　等
今すぐ就労や自立生活は困難だが、行きつ戻りつしながら生活を整え、生活保護の受給や精神科通院等を続けながら自立（アパート転宅等）を目指す	支援の受けやすさ・幅広いメニューで多様な状態の女性に対応	**自宅に近い環境で多様な選択肢のある支援** ・民間団体の居場所、ステップハウス等【官民協働等女性支援事業】 ・民間団体のシェルター（２～３泊程度のレスパイト宿泊等）【DV被害者等自立生活援助事業】 ・女性自立支援施設の通所事業 ・シェルター事業、入居・地域での見守り支援【生活困窮者居住支援事業】 ・自治体独自の居住支援事業　等
中長期の専門的支援が必要（長期にわたる性虐待/PTSD、重度のメンタル課題等） ※心理療法担当職員等による支援が必要	専門的・中長期的な支援を確保	**女性自立支援施設への入所** 女性相談支援センターや地域との連携により対象者を把握し、地域移行を見据えた専門的・中長期的支援を行う

民間団体の活動への支援と官民協働の推進について（案）

	主な課題	検討の方向性（案）
民間団体の活動支援	安定的な財源確保が困難 人材の確保・育成が困難 立ち上げ後の事業運営やマネジメントへの支援が乏しい	「通える居場所」など、小規模自治体でも取り組みやすい支援メニューの追加や、必須事業（アウトリーチ等）の見直しなど、自治体が手を上げやすくなるような事業の見直し 民間団体の支援者の負担軽減・スキルアップへの支援 民間団体の立ち上げ後の事業継続への支援
官民協働の推進	関係性の構築や専門性の強化につながるような日常的な意見交換の場がない （特に小規模自治体で）女性支援の民間団体が少ない	民間団体間のネットワーク構築を自治体が支援 民間団体、センター、女性相談支援員、女性自立支援施設等で定期的な意見交換や事例検討等を行う場の設置を推進（支援調整会議としての設置も可）

民間団体に対する助成制度について

	官民協働等女性支援事業	民間団体支援強化・推進事業	DV被害者等自立生活援助事業	（参考） 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（内閣府）
概要・目的	公的機関と民間団体が連携してアウトリーチの相談対応や居場所の確保、地域での自立・定着の支援を図る事業に対する補助	民間団体の育成や立ち上げを支援する事業に対する補助	DVシェルター入所中の支援や退所後の定着支援を図る事業に対する補助	配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費に対する補助
創設年度	令和７年度（H30年度から若年女性等支援モデル事業）	令和４年度	平成26年度	令和２年度
実施主体	都道府県・市町村 ※民間団体に委託・補助可	都道府県・市町村	都道府県・市町村 ※民間団体に委託	都道府県・指定都市・（市区町村） ※市区町村については都道府県経由での交付
対象事業	・アウトリーチ・SNS相談（※１） ・居場所 ・ステップハウス ・アフターケア ・関係機関連携会議（※１） ・支援体制強化（ICT導入支援） ※１は必須事業 ※上記に加えて、通いの場について令和９年度概算要求	・民間団体を掘り起こすための調査や会議における検討 ・アドバイザー派遣等による民間団体の育成 ・民間団体の立ち上げ支援	・DVシェルター入所者に相談、同行支援、就職支援等を実施。 ・DVシェルター等を退所した者に地域生活を定着させるための継続的な支援	①受け入れ体制整備 ②専門的・個別的支援 ③切れ目ない総合的支援 ④加害者プログラムの実施等に要する費用
補助率	国1/2 都道府県・市町村1/2	国1/2 都道府県・市町村1/2	国1/2 都道府県・市町村1/2	国3/4 都道府県・指定都市1/4
令和７年度執行実績	2.2億円	8百万円	34百万円	2.7億円
実施箇所数	令和５年度　５自治体９団体 令和６年度 13自治体28団体 令和７年度 23自治体44団体	令和５年度　３自治体 令和６年度　８自治体 令和７年度　８自治体	令和５年度　12自治体24団体 令和６年度　16自治体33団体 令和７年度　16自治体34団体	令和５年度　30自治体 令和６年度　34自治体 令和７年度　34自治体